

徳島海区漁業調整委員会告示第二号

徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年一月二十一日

徳島海区漁業調整委員会会長 岡 本 彰

徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程

徳島海区漁業調整委員会事務局規程（平成二十一年徳島海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「文書の收受、発送、編さん及び保管」を「公文書の管理」に改める。

第八条各号列記以外の部分中「文書管理、」を削り、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 事務局の公文書の管理に関する事項は、別に定める。

第九条及び第十条を削り、第十一条を第九条とし、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条第二項に規定する公文書の管理に関する事項については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和七年一月二十一日から施行し、改正後の規定は、令和六年四月一日から適用する。